

件名	愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	<p>○介護保険法(平成9年法律第123号)</p> <p>○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)</p> <p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)</p>
<p>【改正の概要】</p> <p>(1) 参酌等すべき国の基準省令の改正に伴う改正</p> <p>社会保障審議会介護給付費分科会の答申に基づき、基準省令の3年に一度の定期見直しが行われたことによるもの</p> <p>〔基準省令の主な改正事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策の強化 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施を義務付け ○業務継続に向けた取組の強化 災害等が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続するため、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施を義務付け ○記録の保存等に係る見直し 介護サービス事業者の負担軽減等の観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認め、その範囲を明確化 ○高齢者虐待防止の推進 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の設置等の義務付け <p>(2) 規定方法の変更による改正</p> <p>規定の簡素化を図り、県民に平易なものとするため、現行の転記方式(基準省令の規定をそのまま転記する方式)から引用方式(基準省令の名称を引用する方式)に移行し、本県の独自基準のみ条例で規定するよう改めることによるもの</p>	
施行日	令和3年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	